

韓国における少子高齢化対応政策 と地方財政

2016. 7. 12

韓国地方行政研究院

徐廷燮、李熙宰

目次

I . 韓国における少子高齢化の状況

II . 対応政府政策(社会福祉政策)

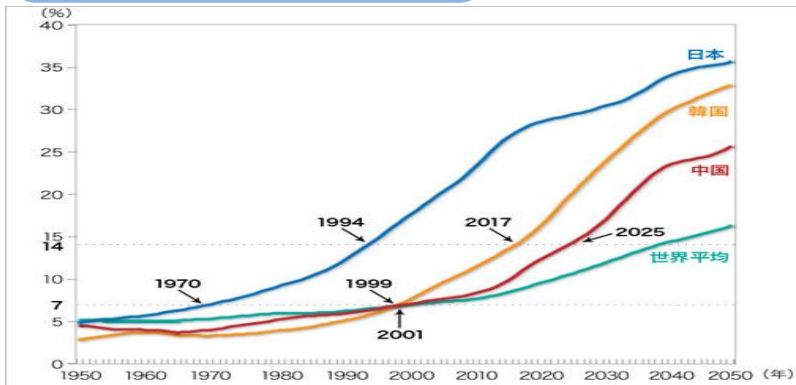
III . 地方再生への影響と展望

I. 韓国における少子高齢化の状況

● 状況及び特徴

- 出生率 : '71年(4.54人) → '90年(1.70人) → '10年(1.23人) → '15年(1.24人)
- 高齢化率: '70年(3.1%) → '90年(5.1%) → '10年(11.0%) → '15年(13.1%)
 - * 2000年(7.3%、高齢化社会) → 2017年(14%超過、高齢社会) → 2026年(20%超過、超高齢社会)
 - * 2040年 高齢化率32.3%と世界2位(日本34.5%)の展望
- 「高齢化社会」から「高齢社会」へ突入(17年、日本24年)
 - (原因)出生率の急激な低下及び期待寿命の延長
- 農村地域の高齢化率は韓国全体の高齢化率の約3倍

日中韓の高齢化比率



農家人口の高齢化率(2012年~2013年)



I. 韓国における少子高齢化の状況

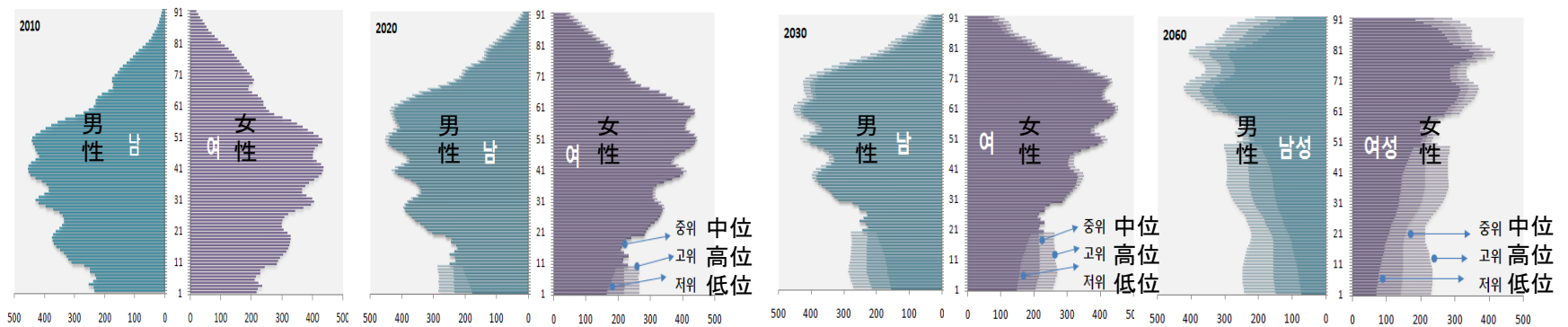
年齢階層別人口構成比

(単位:千人、%)

		1970	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2060
人口数	0~14歳	13,709	12,951	10,974	9,911	7,975	6,788	6,575	4,473
	15~64歳	17,540	23,717	29,701	33,702	35,983	36,563	32,893	21,865
	65歳以上	991	1,456	2,195	3,395	5,452	8,084	12,691	17,622
構成比	0~14歳	42.5	34	25.6	21.1	16.1	13.2	12.6	10.2
	15~64歳	54.4	62.2	69.3	71.7	72.8	71.1	63.1	49.7
	65歳以上	3.1	3.8	5.1	7.2	11	15.7	24.3	40.1
	計	100	100	100	100	100	100	100	100

資料: 統計庁、将来人口推計(2010年-2060年)、2011

性別及び年齢別人口ピラミッド



注: 中位、高位、低位は出生率2010年1.23人からそれぞれ1.42人、1.79人、1.01人まで上昇(減少)後、持続傾向を基準に推計
 資料: 統計庁、将来人口推計(2010年-2060年)、2011.12

I .韓国における少子高齢化の状況

● 少子化の原因

- **出生数の減少**(既婚女性の子供を持つ数が減る)や出産時期の変化(妊娠可能期間の女性未婚率の増加と結婚年齢の上昇)

- **若者が結婚を延期または放棄することで、出産の機会を失っていることも大きな原因**

* 結婚適齢期の男女が結婚を延期したり、諦める理由は、**結婚観の変化**にその原因があるものの、このところ就職難が全般的に深刻化しており、これによって結婚を進める**経済的な余裕がない**ということも重要な要因となっている

- 韓国は少子化の問題を解決するため2004年に大統領直属の機関として**高齢化未来委員会の新設**を始めとし、**出産奨励政策及び広報を大々的に施行**

- その結果出生率は、2005年1.08人と底を打ち、多少回復したものの、2009年1.15人と依然として一部都市諸国を除いては**世界で最低レベル**である

I .韓国における少子高齢化の状況

● 結婚及び出産に対する韓国の認識(2009全国結婚及び出産動向に関する調査)

- 晩婚及び非婚など結婚離れ

* 平均初婚年齢の大幅な増加

- 1981年男性は26.4歳、女性は23.2歳
- 2008年には、男性は31.4歳、女性は28.3歳(男性は5.0歳、女性は5.1歳増加)

* 未婚人口を対象に結婚をしない理由についてアンケート調査を行った結果

- 結婚するには、まだ若いから、もっと教育を受けたい、自我達成や自我開発など価値観が54.9%
- 所得が少ないため、結婚費用がない、失業や雇用状態の不安など経済的な理由が31.9%

- 既婚女性の出産離れ

* 第2子以降の出産を避ける最も大きな理由

- 子育てに多くのお金がかかる、所得が少ないなど経済的な要因が53.0%
- 計画した子供を既に産んだから24.1% など価値観関連の要因がその次

(参考 1) 韓国における少子化の原因(2003年基準)

- 第一、人口抑制政策(家族計画事業)

- ・ 60年代：ちょうどいいくらい産んで、立派に育てよう
- ・ 70年代：男女区別なく、二人産んで育てよう
- ・ 80年代：二人も多い、一人で満足しよう

- 第二、初婚年齢の上昇と出産年齢の上昇

- ・ 初婚(女性)：1990年 24.8歳 → 2003年 27.3歳
- ・ 第1子のお産年齢(女性)：1993年 27.6歳 → 2003年 29.8歳

- 第三、女性の社会活動の増加

- ・ '03年基準：女性の経済活動参加率 48.9%(1970年 39.3%)
就職女性の内、既婚女性の割合 75.3%(1978年 72.0%)
* 家事労働の分担、子育てや保育支援が無い → 出産忌避

- 第四、未婚率の増加と結婚に対する価値観の変化

- ・ 未婚率：1970年 20~24歳 57.2%、25~29歳 9.7% → 2000年 20~24歳 89.1%、25~29歳 40.1%
* 原因: 教育別、経済活動の参加、自我達成のニーズ、結婚観の変化、若者失業
- ・ 未婚男女の結婚に対する価値観：必ずすべき(21%)、した方がいい(47.8%)、してもしなくてもいい(27.5%)、
しない方がいい(3.4%)、考えたことがない(2.1)

*結婚に対する友好的な立場や強度が弱まる

(参考 1) 韓国における少子化の原因

－ 第五、子育ての負担と子供観の変化 (出生率低下の直接的な原因)

- ・ 世帯消費の56.6%シェア(’03年調査)

分析世帯	世帯所得	世帯消費	子供養育費	消費に占める子供養育費の割合
4,524	285万ウォン	233万ウォン	132万ウォン	56.6%

- ・ 子供観：子育てに対する精神的、経済的負担によって出産に対して否定的な態度
(未婚者) 子育てに自信がない、子供がいなくてもいい28.4%(女性)
子育てにかかる費用負担のため、子供がいなくてもいい6.7%(男女平均)
(既婚者) 15～44歳の既婚女性の「子供を必要とする」価値観
* 必ず持つべき：1991年 90.3% → 2003年 54.5%

－ 家族不安定性の増加：出産をためらう

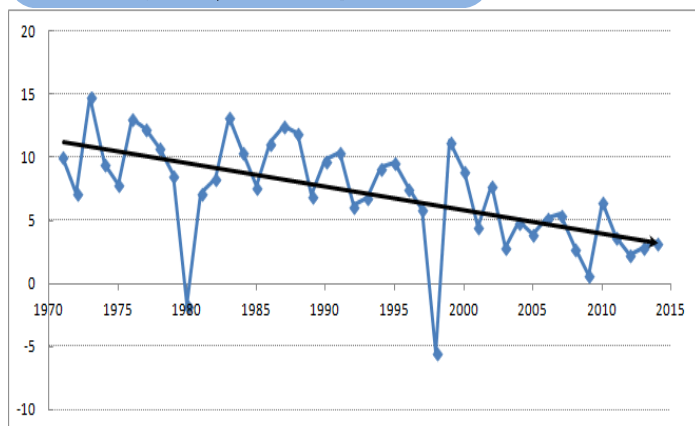
- ・ 家族解体の原因：死亡60%、離婚・別居・家出40%(2003年)
- ・ 粗離婚率：1970年 0.4% → 2003年 3.5%
*粗離婚率：年間離婚件数/総人口(7月 1日 基準)*1000

I. 韓国における少子高齢化の状況

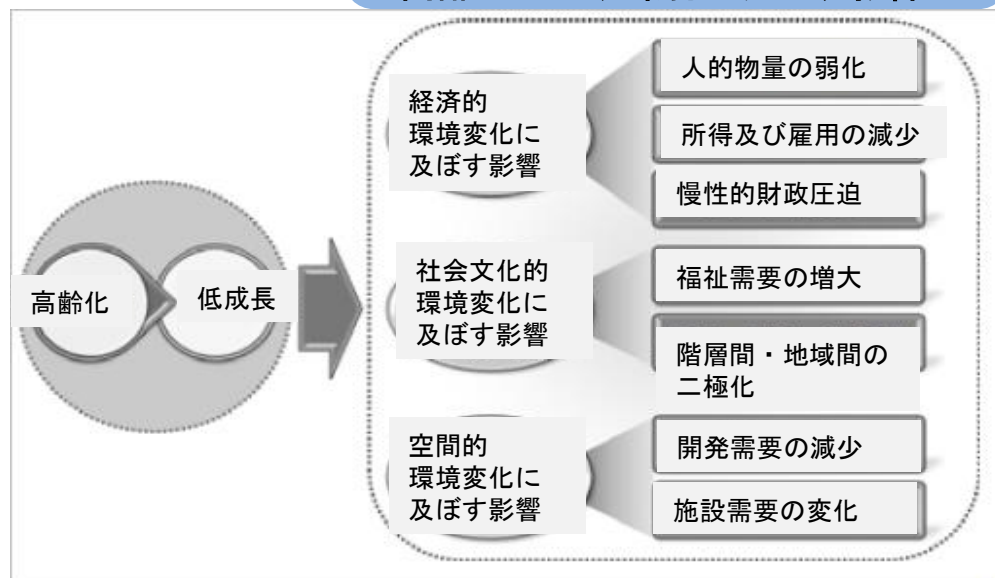
● 影響

- 潜在成長率低下の加速化リスク要因(KDI予測)：2020-2030年 2%成長が懸念
 - * 生産人口、労働市場、資本市場などに影響 → 低成長の主な原因
- 自治体及び地域経済への影響(韓国地方行政研究院報告書)
 - ・ 租税収入の減少及び租税負担の増加
 - ・ 慢性的財政圧迫や各種の福祉需要の増加
 - ・ 子育て及び施設需要の増大

経済成長率の推移



高齢化が地域環境に及ぼす影響



I .韓国における少子高齢化の状況

● 地方自治体の状況と展望

- 高齢化比率に伴う地方自治体の数(2010年基準、韓国地方行政研究院報告書)

高齢化社会(7%-14% 未満)	89
高齢社会(14%-20% 未満)	34
超高齢社会(20% 以上)	82

- 持続可能混乱団体の出現(2012年基準、韓国経済研究院の研究)

- ・ 「持続可能混乱団体」は、2012-2015年の間に発生
- ・ 「持続可能危険団体」は、2015年以後出現

区分	2012-2015年	2016-2020年
持続可能混乱団体(55歳以上人口50%)	9	25
持続可能危険団体(65歳以上人口50%)	-	3

注: 日本の限界自治体概念を準用(日本は「準限界自治体」、「限界自治体」と定義)

Ⅱ．対応政府政策(社会福祉政策)

● 5カ年計画として推進

- 第1次 社会保障長期発展計画('09-'13、1-3次)
- 第2次 社会保障基本計画('14-'18)
 - ・ 少子高齢化の対応策として社会保障基本計画を樹立・施行
 - ・ 政府の福祉政策の強化などによって中央及び地方自治体の財政圧迫が加重
 - ・ 地方自治体の最大の焦点は福祉財源の問題、これによって中央と地方の葛藤が発生

環境

- 人口構造の変動
- 経済社会の不安
- 成長潜在力の低下
- 福祉支出と財政の限界

主な政策

- 生涯周期別オーダーメイド型セーフティーネットの構築
 - * 乳幼児保育、基礎年金など
- 仕事による自立支援など
 - * 女性キャリアの断絶予防など

Ⅱ .対応政府政策(少子化政策)

● 少子化政策に対する政府の主な事業

- 第3次 少子高齢社会基本計画(2016-2020)
- 目標: 子供を産みたがる社会づくり

結婚、出産に優しい社会システムの確立

- 結婚しやすい環境づくり
 - 若年雇用の活性化
 - 結婚のための住居環境の強化
 - 結婚出産に優しい社会的雰囲気づくり
- 出産子育ての社会的責任の強化
 - 妊娠出産の社会システムの確立
 - 多様な家族に対する支持の強化
 - 子供が幸せで安全な環境整備
- 子供と親が主に幸せな教育サポート
 - 公教育の正常化、私教育負担の軽減
 - オーダーメイド型保育教育の強化
 - お世話サポート体制の強化
- 仕事/家庭の両立が可能な労働現場の定着
 - 仕事/家庭を両立し、実践に移す雰囲気づくり
 - 男性、中小企業など実践に移す雰囲気づくり
 - 仕事/家庭両立支援制度の改善

生産人口減少対比人口競争力の強化

- 女性の働きやすい社会
 - 女性経済活動の阻害要因を解消
 - キャリアが断絶した女性の再就職支援を強化
 - 雇用及び勤務形態の多様化
- 働く人が働ける基盤を構築
 - 同一職場の持続的な雇用活性化
 - 中期高齢者再就職・創業支援の活性化
 - 高齢基準の再定立
- 社会統合的外国人材の活用
 - 海外優秀人材の誘致活性化
 - 就職外国人に対する管理強化
 - 多文化社会対比社会統合努力の強化
 - 総体的外国人流入管理体制の構築
- 人的資源開発の強化
 - 仕事/学習の並行、就職先行、進学後追い体制の活性化
 - 成人/地域に優しい大学システムの改編
 - 生涯学習体制の強化

Ⅱ .対応政府政策(少子化政策)

● 2016年施行計画(中央政府)

- 結婚しやすい環境

- ・若年雇用の活性化 – 強小、中堅企業の青年インターンの拡大('16年3万人)
- ・新婚夫婦に合わせた幸せ住宅の拡大 – ツールーム型供給('16年1.6万戸)、新婚夫婦の特化団地('20年10ヵ所)
- ・新婚夫婦住宅資金の貸し出し支援(優遇金利)

- 出産に対する社会的責任実現

- ・妊娠、出産医療費支援 – 分娩前後、一定期間1人部屋入院料50%支援
- ・公共型産婦人科の運営(370ヵ所)、脆弱地妊婦。主産診療費の支援(70万ウォン)
- ・低所得層の幼児対象紙おむつ(月64千ウォン)、粉ミルク(月86千ウォン)支援

- オーダーメイド型保育、お世話サービスの強化

- ・保育所あ預かり保育の運営 → 一日制、選択制、時間延長、時間制の保育クラスへと多様化('16.7月施行)
- ・保育所の拡大: 国公立150ヵ所、公共型150ヵ所、職場80ヵ所へと拡大
 - * 保育所児童の割合 '15年28%から'16年30%、職場保育所設置費15億ウォンの支援
- ・小学生お世話教室の拡大: 1-2年生を対象に受け皿規模の拡大、特技適性プログラム、大学生など教育寄付の活用
- ・教育改革: 第3子以降大学生奨学金の支援(既に'14年に1年生を対象に施行中)

- 仕事/家庭両立の実践強化

- ・出産前後休暇(90日)、育児休業(6歳未満の幼児のために父親、母親にそれぞれ1年未満の休業、通常賃金の40%支給)
- ・少子化問題を克服するための認識改善: 政府、マスコミ合同結婚、出産奨励公益広告など

Ⅱ .対応政府政策(少子化政策)

● 2016年施行計画(地方自治体)

- ソウル: 市民庁結婚式支援、出産奨励金支援、多子世帯長期賃貸、賃貸住宅の優先供給など
- 釜山: 出産奨励金1000億ウォンの造成など
- 大邱: 子供安心保険支援、奇形児検査及び未熟児医療費支援など
- 仁川: 医療サービス支援、おもちゃ無料レンタルショップの運営
- 光州: 多子世帯優遇カード、若年創業特例保証
- 大田: 第2子以降出産奨励金、未婚男女お見合いプロジェクトの運営
- 蔚山: 妊婦健診、育児用品の貸し出し
- 世宗: 妊婦割引特典支援
- 忠北: 出産奨励金(第2子120万ウォン、第3子以上240万ウォン)、欠食懸念児童の給食費支援
- 忠南: 難妊夫婦漢方治療事業
- 全北: 脆弱地域妊婦移送支援
- 全南: 公共産後調理院(産後ケア)の設置
- 慶北: 出産奨励金、結婚資金低利融資支援
- 慶南: 保育所安全保険料支援
- 済州: 第2子以降、育児手当及び出産奨励金支援 * その他、市、郡、区別に出産奨励金などの事業を施行

Ⅱ .対応政府政策(少子化政策)

● 少子化対応に関する中央政府の事業予算(81課題、21.42兆ウォン)

- 若年雇用及び住居対策の強化: 20課題、3.64兆ウォン
- 難妊など出産に対する社会的責任強化: 32課題、1.18兆ウォン
- オーダーメイド型保育の拡大及び教育改革: 17課題、15.85兆ウォン
- 仕事/家庭両立の死角地帯の解消: 12課題、0.76兆ウォン

* 高齢社会: 98課題、13.82兆ウォン、少子化及び高齢社会の基盤強化10課題110億ウォン

* 少子化対応推進事業予算: '15年 20.2兆ウォン → '16年 21.42兆ウォン

● 少子化対応に関する地方自治体の単独事業予算

- '15年 2.66兆ウォン → '16年 2.78兆ウォン

* '16年 高齢社会対応 1.19兆ウォン、少子化及び高齢社会基盤の強化 474億ウォン

(参考 2) 保育機関(保育所)の運営概要(保健福祉部、2016年保育事業案内)

● 保育所の設置主体及び補助金

- 国公立: 国又は地方自治体
- 社会福祉法: 社会福祉事業法による社会福祉法人が設置、運営
- 法人、団体: 各種の法人(学校法人、勤労福祉公団、教育訓練施設、保健福祉部長官指定)設置、運営
- 職場: 事業主が労働者のため設置、運営(国、地方自治体を含む)
- 家庭: 個人が家庭などに設置、運営
- 両親協同: 保護者又は保護者と保育教職員が組合を結成し、設置、運営
- 民間: その他

1) 保育料の支援: 保育所を利用する0-5歳の乳幼児(国庫補助率ソウル35%、地方65%)

支援割合	年齢	支援単価(乳幼児1人当りんの支援額、ウォン)		
		一日	夜間	24時間
100%	満0歳	418,000	418,000	627,000
	満1歳	368,000	368,000	552,000
	満2歳	304,000	304,000	456,000
	満3歳	220,000	220,000	330,000
	満4歳	220,000	220,000	330,000
	満5歳	220,000	220,000	330,000

* 障害児保育料: 438,000ウォン、時間延長保育料(一般180,000ウォン、障害240,000ウォン)

* 職場、家庭、両親協同、民間保育所の保育料: 0歳383,000ウォン、1歳185,000ウォン、2歳121,000ウォン、障害402,000ウォン

* 保育所を利用しない場合、育児手当を支援: 年齢、農漁村、障害などを考慮100千ウォン-200千ウォン

(参考 2) 保育機関(保育所)の運営概要

2) 教職員人件費: 政府人件費支援保育所(国庫50%、市道25%、市郡区25%)

- 対象: 国公立、社会福祉法人、法人/団体、幼児専担、障害児専門
- 支援率: 保育教職員人件費支払い基準額対比80%(幼児クラスの教師30%、放課後教師50%)支援
 - * 例) 保育教師(看護師、栄養士、特殊教師、治療師などを含む) 10号俸2,118,490ウォン
- 民間など保育所の内、障害児統合教師、時間延長教師、代替教師の人件費80%支援
- 時間延長型(時間延長保育教師を別途に採用した場合、該当)は人件費80%支援
 - *政府未支援施設(民間など)は1人当たり123.6万ウォンが支援

3) 保育所の機能補強(新築、増/改築、メンテナンス、装備購入など): 国庫50%、地方50%

4) 農漁村小規模保育所の設置: 施設費(国庫70%、地方 30%)、運営費(国庫100%)

5) 地方自治体の支援金(家庭、民間保育所を含む)

- 運営費(保育教職員の自己開発、交通費、教材/教具費、プログラム開発費、冷暖房費など)
- 車両運営費(農漁村所在)、教師勤務環境改善費、補助教師費など

(参考 2) 保育機関(保育所)運営概要

● 保育所数の推移及び待機児童数の推移

(単位:所、人)

		計	国公立 保育所	社会福祉法人 保育所	法人・団体等 保育所	民間 保育所	家庭 保育所	両親協同 保育所	職場 保育所
2000	保育所数	19,276	1,295	2,010	324	8,970	6,473	-	204
	保育児童数	686,000	99,666	157,993	15,949	336,625	67,960		7,807
	待機児童数	-							
2005	保育所数	28,367	1,473	1,495	979	12,769	11,346	42	263
	保育児童数	989,390	111,911	125,820	56,374	552,360	129,007	933	12,985
	待機児童数	-							
2010	保育所数	38,021	2,034	1,468	888	13,789	19,367	74	401
	保育児童数	1,279,910	137,604	114,054	51,126	671,891	281,436	1,898	21,901
	待機児童数	-							
2013	保育所数	43,770	2,332	1,439	868	14,751	23,632	129	619
	保育児童数	1,486,980	154,465	108,834	51,684	770,179	364,113	3,226	34,479
	待機児童数	-							
2015	保育所数	42,517	2,629	1,414	834	14,626	22,074	155	785
	保育児童数	1,452,813	165,743	99,715	46,858	747,598	344,007	4,127	44,765
	待機児童数	-							

* 2014年6月待機児童数：419,098人(23.7%、利用者数1,352,022人)

(参考 2) 保育機関(保育所)の運営概要

● 入所手続き

- 入所優先順位

- ・ 1順位: 国民基礎生活受給者、第3子以上、夫婦ともに就職など
- ・ 2順位: 片親/祖孫家庭、養子縁組乳幼児、保育所に通う児童の姉妹兄弟など

- 入所者の決定

- ・ 申込の手続によって申込者の名簿を作成 → 閲覧
- ・ 「入所待機管理システム」を通じ証憑書類の提出及び確認(保育所長) → 入所7日前まで証憑
 - * 時間内に証憑資料を提出できなければ入所待機者資格が取消
- ・ 点数を算定し入所順位を決定(1順位項目100点、2順位項目50点)
- ・ 入所の優先順位によって入所を順守(欠員時には待機順位に従って入所)
 - * 入所順位に従わない場合、過怠料及び行政処分
 - * 職場、両親協同保育所を除いては入所優先順位を順守

- 入所対象者の選定及びクラス編成

- ・ 自治体は新学期の園児を募集し、「入所待機管理システム」に入所予定者を確定するよう勧奨
- ・ 可能なクラス編成は、0-1歳、2歳、3歳以上、障害児に編成

(参考 2) 保育機関(保育所)の運営概要

● 保育料の算定

- 保育料の収納額決定権者

- ・ 市道知事が保育所の類型及び環境を考慮し、保育料の収納限度額を毎年1月まで決定、伝達
 - * 収納限度額の決定後、即時保健福祉部「社会保障情報院」に通知

- 収納限度額の決定原則

- ・ 政府人権費支援の保育所、支援の無い保育所の内、幼児クラス(0-2歳): 政府保育料の範囲内
- ・ 障害児保育料: 政府支援単価の範囲内
- ・ 放課後保育料: 政府支援保育所10万ウォン
- ・ 時間延長保育料: 1時間当たり3,000ウォンなど入所優先順位を順守すべき

- 保育料の決定

- ・ 園長が市道知事の定める保育料の収納限度額の範囲内で
- ・ 保護者と協議し自律的に決定 → 市長、郡首、区庁長に届け出、保護者に書面で案内

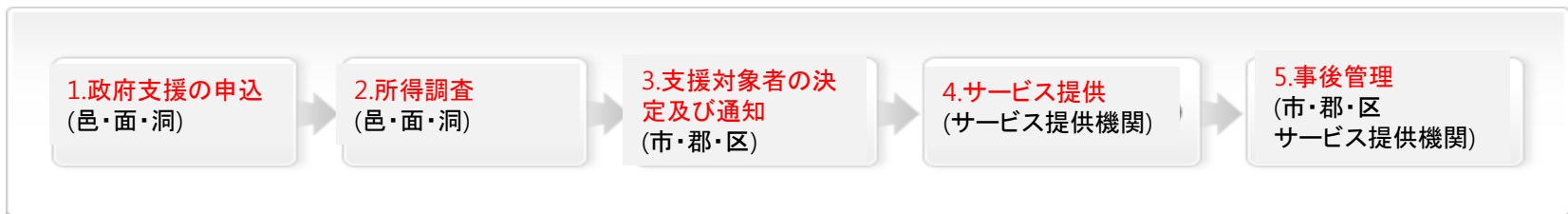
(参考 3) 子供お世話事業(女性家族部、子供お世話支援法 '15.12、施行)

● 子供お世話事業の概要

○ 子供お世話サービスの必要な家庭に出向く政府サービス

- 満3ヶ月～満12歳以下の児童を持つ家庭に出向き1:1で移動を安全にケアするサービス
- 夜間・休日を問わず、望む時間帯に必要なだけ利用(政府支援超過時、全額本人負担)

○ 子供お世話サービス申し込み手続き



* 中位所得基準： A型 60%(2,635千ウォン)、B型 85%(3,733千ウォン)、C型120%(5,270千ウォン)、D型 (それ以上)

* 政府支援率(時間制基準): A型 75%、B型45%、C型25%、D型 0%

- 政府未支援(本人負担)世帯の申込手続

・ 政府未支援世帯(時間制D型)は、子供お世話サービスホームページ(idolbom.go.kr) に会員登録をしてからサービスを利用

(参考 3) 子供お世話事業

● 子供お世話サービスの利用料金

○ 子供お世話サービスの利用料金

- サービスの種類及び政府支援の類型によって政府支援金と本人負担を差等適用

※ 子供お世話サービスは、予算及び新規需要などによって支援対象、支援時間、支援金額などが変更

○ 基本単価：6,500ウォン/1時間

○ サービス利用料金

- 時間制(6,500ウォン/ 1時間)、総合型(8,450ウォン/ 1時間)

- 幼児一日制(6,500ウォン/1時間)、保育教師型(7,800ウォン/1時間)

* 夜間(午後10時 ~ 午前6時) 及び休日利用時、1時間当たり3,250ウォン追加

○ 児童追加：基本単価に割引率を適用

* お世話児童2人を申し込んだ場合は合計金額の25%割引、3人を申し込んだ場合は合計金額の33.3%割引

(参考 3) 子供お世話事業

● 子供お世話サービスの利用状況

(単位：世帯、人)

区分	利用世帯 計	時間制	幼児一日制
'15年	57,687	52,354	5,333

- 時間制支援類型別利用実績(利用世帯数)

(単位：世帯、%)

区分		利用世帯合計	支援世帯合計	全国世帯平均所得			
				50%以下	50~70%	70~100%	100%超過
'15年	類型	52,354	31,517	20,154	6,306	5,057	20,837
	比率	100	60.2	38.5	12.0	9.7	39.8

- 幼児一日制支援類型別利用実績(利用世帯数)

(単位：世帯、%)

区分		利用世帯合計	支援世帯合計	全国世帯平均所得			
				50%以下	50~70%	70~100%	100%超過
'15年	類型	5,333	5,333	1,179	843	1,244	2,067
	比率	100	100	22.1	15.8	23.3	38.8

(参考 3) 子供お世話事業

● 子供お世話事業の運営上の課題

1. お世話の必要な家庭に多様な子供お世話サービスを連携し拡大

- 家事活動サービスとの連携: 一日制を利用の際、サービスを限定(家事活動等は除外)
- 保育教師資格証所持者は低い手当で進入率が低調 → 専門的なお世話プログラムが必要

2. 需要者に合わせたお世話の実現に向けた優秀な子供お世話役の育成

- 教育時の衛生管理及び応急状況時の対処法など利用者の不満事例の多い部分に重点教育

3. 家庭内の正しいお世話文化の定着及び関連従事者の処遇改善努力

- サービス範囲を明確にし利用者-お世話役間の紛争を防止し、正しいお世話文化を定着させ支援する
- 正しいお世話活動に向けたガイドブックの提供 → 良質のお世話サービスの提供
- 子供お世話サービス機関の従事者は民願処理など負担が大きい反面、処遇が低く離職率が高い

Ⅱ .対応政府政策(社会福祉政策)

● 主な福祉制度の導入状況

セーフティネット	主な制度	施行
1次安全網 (社会保険)	国民健康保険	'77年施行, '89年全国民に拡大
	労災保険	'64年施行, '00年1人以上の事業場に拡大
	国民年金	'88年施行, '99年全国民に拡大
	雇用保険	'95年施行, '98年1人以上の事業場に拡大
	老人長期療養保険	'08年施行
2次安全網 (社会(福祉)サービス)	児童/老人/ 障害者お世話サービスな ど	- 06年社会サービス電子バウチャーの導入 - '11年障害者活動支援制度の施行 - 乳幼児保育料の支援('13年全階層に拡大)
3次安全網 (公共扶助)	国民基礎生活保障	'00年施行('61年生活保護法の改定)
	医療給与	'77年施行, '00年拡大改編
	緊急福祉支援	'06年施行
	基礎老年年金	'08年施行,、'14年基礎年金へと転換
	障害者年金	'10年施行

Ⅱ .対応政府政策(社会福祉政策)

● 主な福祉事業の内容と補助率

- 基礎生活保障制度

- ・ 基礎生活受給者に生計、医療、住居、教育、葬祭、出産給与及び緊急福祉、リハビリ事業
- ・ 国庫補助率ソウル50%、地方80%

- 老人福祉制度

- ・ 65歳以上の基礎年金を施行(2014年下期から施行)、老人の雇用、介護施設の拡充
- ・ 国庫補助率80% (財政力によって40%-90%)

- 乳幼児保育料支援事業など

- ・ 0-5歳の保育料及び育児手当の支給、子育てお世話サービス、子供お世話支援
- ・ 国庫補助率ソウル35%、地方65%

- 障害者支援制度

- ・ 重度障害者障害者年金(2010年導入、現在基礎年金と同じく運営)、障害手当
- ・ 国庫補助率ソウル50%、地方70%

Ⅲ. 地方財政への影響と展望

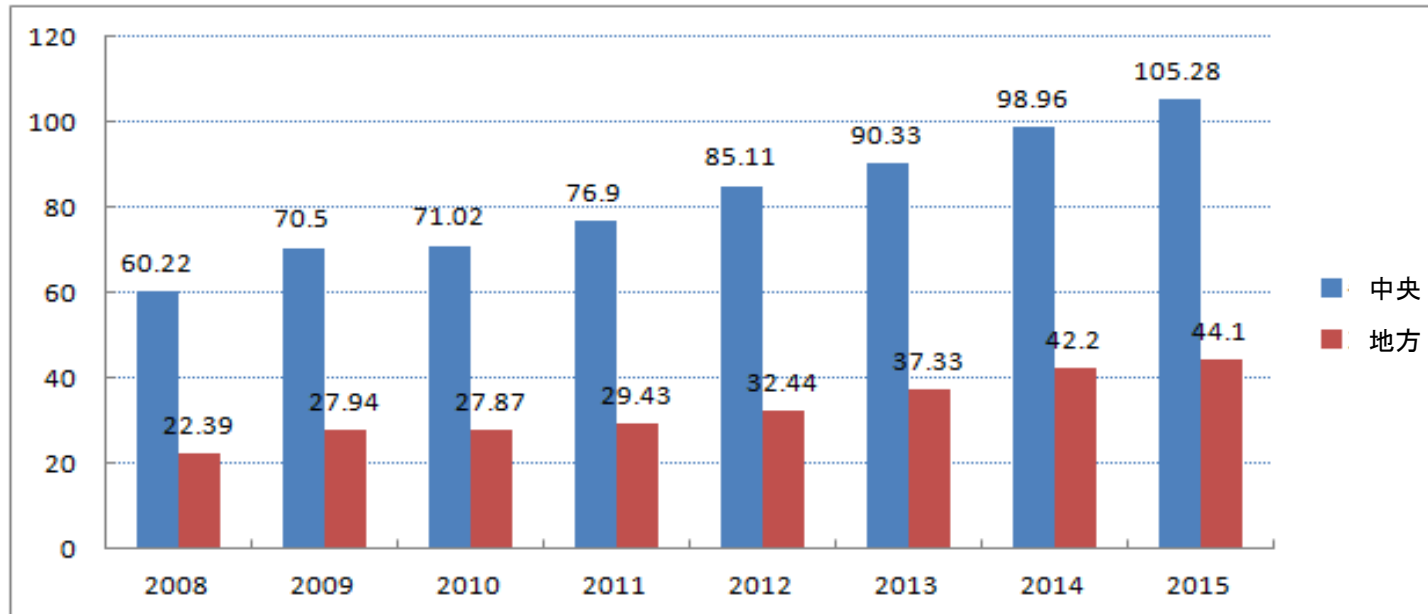
● 政府の社会福祉支出の増加実態

- '15年基準、中央105.3兆ウォン、地方44.1兆ウォン

- ・ '08年基準、中央年平均8.5%増加、地方10.4%増加
- ・ 乳幼児保育料支援('12年以後)、基礎年金の実行('14年)などによって地方の福祉支出が増大

中央と地方の社会福祉費の増加推移

(単位: 兆ウォン)



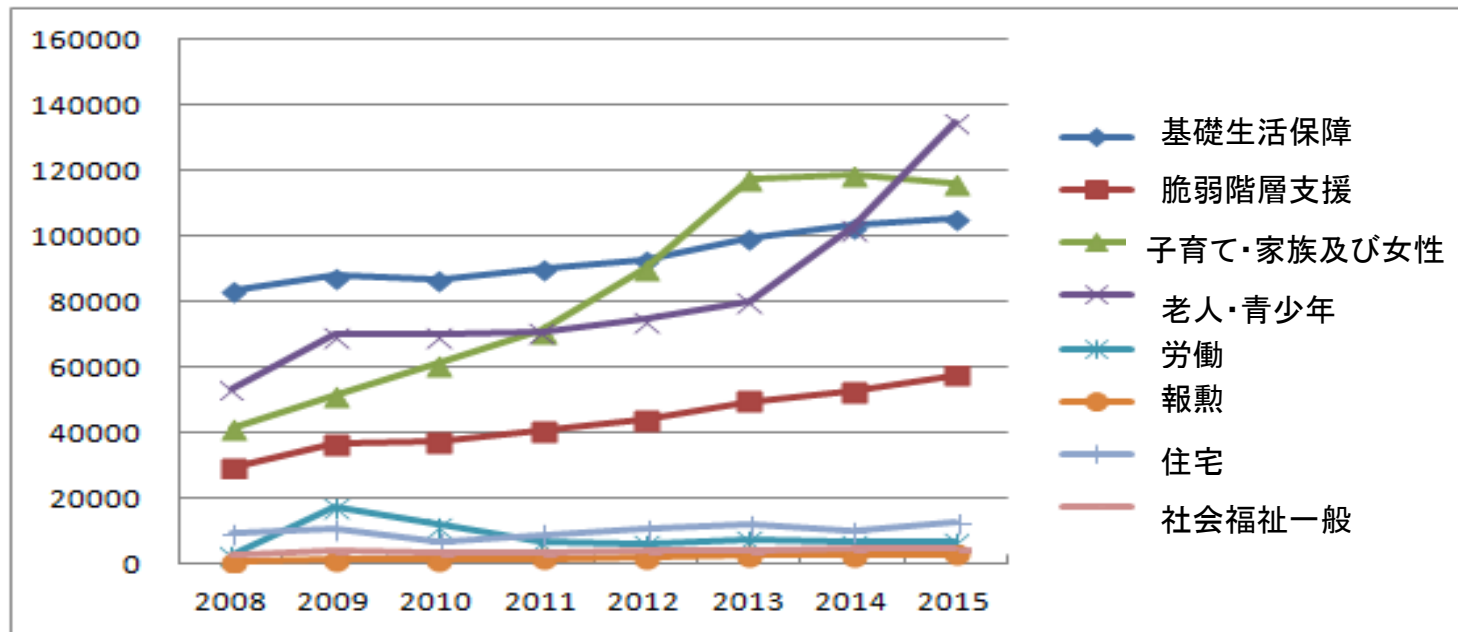
Ⅲ .地方財政への影響と展望

● 自治体の社会福祉支出の増加実態

- '15年基準、地方歳出総額の25.4%('08年 19.5%)
- '08年対比 '15年に21.7兆ウォン増加
 - ・ 老人関連8.1兆ウォン、保育関連7.5兆ウォン増加、これが社会福祉費の支出を主導

地方社会福祉部門別支出増大の推移

(単位: 億ウォン)



Ⅲ . 地方財政への影響と展望

● 類型別社会福祉支出の割合

- 特別市及び広域市31%レベル、道32%、市27%、郡20%、自治区54%
- 光州広域市北区70%超過
 - ・ 現在地方自治体は、社会福祉費の負担圧力が大変大きい
 - * 地方SOCの投資、地域開発部門の支出減少

地方自治体類型別社会福祉費支出の割合

(単位：%)

	全国	特別市	広域市	特別 自治市	道	特別 自治道	市	郡	自治区
2008	17.3	20	19.5		25.3	14.9	16.7	14.3	37.1
2012	20.5	25.7	24.7		26.1	17.6	20.7	15.6	44
2015	25.4	31.3	31.6	18.6	32.2	18.9	26.8	19.5	53.5
	最高	31.3	36.2	18.6	37.2	18.9	38.9	30.2	70.1

Ⅲ . 地方財政への影響と展望

● 今後の展望

- 地方自治体の社会福祉費の支出は、さらに増加するとみられる

- 対策
 - ・ 低成長時代に歳入の限界に直面し、中央と地方が共に努力
 - ・ 中央財源の移転によって地方交付税の拡大、国庫補助率の引き上げ、税源の移譲（地方要求）
 - ・ 国庫補助事業の整備、漏水防止、減免縮小、既存の地方財政制度の調整（施行中）
 - ・ 地方自治体の歳出構造調整、歳入確保の努力など自助努力が必要

ありがとうございました